

令和 7 年度第 7 0 回優良産業人表彰要項

横 浜 商 工 会 議 所

1. 目 的

横浜市内において企業・団体を経営する事業主または企業・団体に勤務する従業員のうち、特に優れた者を表彰することにより、商工業振興の高揚を図ることを目的とする。

2. 表 彰 基 準

優良産業人である事業主及び従業員のうち、**年齢満 4 0 歳以上、就任年数または勤続年数 1 0 年以上の者**で、下記各号のいずれか一つに該当する者。但し、既に本表彰要項に基づく知事または会頭表彰を受けた者は同一の表彰を受けることができない。

なお、横浜商工会議所会頭表彰を受けた者で 3 年を経過した者は、本要項 4 の (2) による神奈川県知事並びに神奈川県商工会議所連合会会頭連名表彰の候補者として推薦することができる。

- (1) 商工業振興に功績があった者、または企業の業績向上もしくは社会的功労のあった者（事業主）
- (2) 企業の能率増進、生産増強、合理化、安全、発明考案、技術開発等の職務上顕著な功績のあった者（事業主、従業員）
- (3) その他各号に準ずる功労または善行のあった者（事業主、従業員）

3. 表彰対象の範囲

○横浜商工会議所の会員で、会員歴 2 年以上の企業・団体の事業主またはその従業員であること。

※団体に加盟していても、候補者が所属する企業・商店が商工会議所に加入していない場合は対象となりません。必ずご確認ください。

○事業主の就任年数または従業員の勤続年数は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在で算定する。

○事業主とは、法人企業では代表取締役、個人企業では企業主をいい、団体については理事長・副理事長もしくは会長・副会長をいう。

○事業主の就任年数には、従業員として勤務した年数を加算したものとする。

○本社が横浜市内にある企業については、市外にある支店、営業所、出張所等の事業所に勤務する従業員も表彰の対象となる。また、それらの事業所に勤務した年数もその従業員の勤続年数に加算する。

○本社が市外にあって、支店、営業所、出張所等が横浜市内にある企業の従業員についての勤続年数は、その従業員が横浜市内の事業所に勤務した年数に限る。

○事業体の合併、譲渡、または組織の変更等があっても事実上同一事業体の存続と認められる場合には勤続年数を通算する。

○親企業から独立した系列企業へ転職した従業員については、その時点を勤続年数の始期とする。

4. 表彰の種類並びに被表彰者数

(1) 横浜商工会議所会頭表彰

(但し、被表彰者が30年以上の就任または勤続の場合は、日本商工会議所会頭名と連名表彰とする。※事業主の場合は5年以上継続して加入していること)

(2) 神奈川県知事並びに神奈川県商工会議所連合会会頭連名表彰に対する推薦

(但し、団体の事業主・従業員及び既に県民功労者表彰を受けた者並びに過去5年以内に神奈川県優良役職員表彰を受けた者は除き、かつ、年齢満50歳以上の者で、同一事業の経営または同一企業の業務に10年以上携わっている者とする)

5. 審 査

会頭の委嘱する審査委員による審査委員会において審査し、表彰基準に該当する者のうちから前項の定数内で被表彰者並びに被推薦者を決める。

6. 推薦及び申込方法

(1) 原則として、推薦者は横浜商工会議所議員または団体会員とする。

(2) 表彰候補者推薦書に記入のうえ申込むこと。但し、同一企業体からの推薦は2名以内とし、推薦順位をつけること。

※なお、同推薦用紙にご記入頂いた情報並びに電話確認等で頂いた情報に関しては、当所及び神奈川県知事表彰の審査、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、社名・個人名については、『商工季報』及びホームページ等で公開することがあります。

(公表を希望されない方は、予めお申し出ください)

7. 申 込 期 限

下記期限までに必着のこと。

令和7年8月29日(金)期日厳守のこと。

8. 表 彰 期 日

令和8年1月中旬～2月予定

9. 申 込 先

横浜商工会議所 会員サービス部 会員課

〒231-8524 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル8階

TEL 671-7443